

マネジメントリポート

2007年 4月

今回のテーマ： 四半期報告制度

2007年3月14日に、企業会計基準委員会から四半期財務諸表に関する会計基準が公表されました。2006年6月に制定された金融商品取引法により、上場会社等を対象として四半期報告制度が導入されることを受けたものです。

1 四半期報告制度の趣旨

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、企業業績等も短期間のうちに大きく変化することがあるため、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時かつ迅速に開示し、企業においても、より適時に経営管理を行うことができるようにするため、四半期報告制度が導入されることになりました。

2 四半期報告制度の趣旨

2008年4月1日以降開始する事業年度または連結会計年度から四半期報告制度が上場会社等に適用されます。

3 四半期財務諸表の範囲

	貸借対照表	損益計算書	キャッシュ・フロー計算書	株主資本変動計算書
連結				×
個別				×

4 四半期特有の会計処理

四半期財務諸表は迅速な情報開示をおもな目的としているため、その会計処理についても四半期特有の方法や簡便な方法の採用が容認されています。

おもな項目は、つぎのとおりです。

- ・ 原価差異の繰延処理
- ・ 後入先出法における売上原価修正
- ・ 税金費用の計算
- ・ 前年度の貸倒実績率を使用する方法
- ・ 棚卸資産の実地棚卸の省略
- ・ 棚卸資産の低価法適用時の簡便な処理
- ・ 原価差異の配賦における方法の簡便化
- ・ 経過勘定項目の概算計上
- ・ 固定資産の減価償却費の按分方法
- ・ 退職給付費用の期間按分の方法
- ・ 繰延税金資産の回収可能性判断の簡便化
- ・ 重要性の乏しい連結会社の税金計算費用の簡便化
- ・ 四半期連結手続の債権債務相殺消去、未実現損益消去

5 四半期財務諸表の開示

主要科目は独立掲記、それ以外は集約して、年度財務諸表と整合した表示区分により記載します。注記事項についても簡略化が図られ、原則として前年度と比較して著しい変動がある項目や、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項の開示が求められます。

お見逃しなく！

1. 四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の作成は不要です。
2. 提出期限は原則として四半期終了後45日以内です。
3. 四半期報告制度が適用される上場会社等については、半期報告書制度は廃止となります。
4. 四半期報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明が必要となります。